

料金改定のご案内

平素より愛鷹テニスコートをご利用いただき、誠にありがとうございます。

条例改正に伴い 2026 年 4 月 1 日より、料金を下記の通り改正させていただきます。

(改正前)

階層区分	単位	基本利用料金
一般（児童生徒・未就学児以外の者）	1面2時間	1,460 円
児童生徒（小中学生・高校生）、障害者	1面2時間	730 円
シニア（65歳以上）	1面2時間	1,250 円

(改正後)

階層区分		単位	基本利用料金
一般（児童生徒・未就学児以外の者）	市内	1面2時間	1,460 円
	市外	1面2時間	2,920 円
児童生徒（小中学生・高校生）、障害者	市内	1面2時間	730 円
	市外	1面2時間	1,460 円
シニア（65歳以上）	市内	1面2時間	1,250 円
	市外	1面2時間	2,500 円

1. 市内・市外適用基準

- ・「市内」とは、市内に在住する者をいい、「市外」はそれ以外の者をいう。市内在勤は、沼津市に居住がない場合市外料金とする。
- ・利用者で市内に在住する者が半数に満たない場合は、市外料金を適用する。
- ・コートを利用する際は原則利用者名簿を作成し、提出するものとする。

・利用者が5人に満たない場合は身分証等を提示もしくは愛鷹テニスコート専用ID(以下ID※1)を使用許可申請書に記載する。提示または記載ができない場合は、市外に住所を有する者として数えるものとする。

※1 愛鷹テニスコート専用IDとは 沼津市公共予約システムとは別に、利用時に市内在住者であることを証明するもの。 事前に登録必要(無料)

2. 年齢による利用基準

ア. 未就学児(概ね5歳まで)

・未就学児の利用は、一般の保護・管理下に限り認め、一般料金を適応する。また安全確保や緊急時の対応能力が十分に行えないなどの理由から未就学児のみの利用は禁止とする。ただし複数コートを利用する場合で、児童生徒と未就学児との専用コートを設けるものは、児童専用コート分について、児童生徒料金を適用する。

イ. 児童生徒の利用(概ね6歳以上18歳以下)

- ・小学校、中学校及び高等学校の在学者、または特別支援学校に準ずるものとする。
- ・一般と児童が混同で使用する場合、一般料金を適用とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、特例としてその全部、または一部について児童生徒料金を適用することができるものとする。

ウ. 学校、NPO法人及びこれらに準ずる公共的団体(個人及び任意の団体は含まない。)または、中学校の部活動の地域展開により、沼津市教育委員会の登録を受けた地域クラブが主催し、児童生徒の技術指導をする場合。

エ. 複数コート利用する場合、児童生徒の専用コート(高等専門学校の大会に限り対象人数分を専用コートとみなす。)を設ける場合。

※児童生徒の身上確認及び利用制限について

児童生徒の身上については、基本的に当該申請内容を信頼し、外見により判断するが、児童生徒の健全育成及び不正防止の観点から、学校名、学年、年齢、保護者等に問い合わせるほか、必要に応じて生徒手帳の提示を求めて確認するものとする。

この場合において、なお確認できないまたは不健全な状況がみられる時は、理由を示して利用を制限するものとする。

オ. シニアの利用(65歳以上)

- ・利用者全員が65歳以上であるものとする。